

社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護事業所

居宅介護サービス 重要事項説明書

(令和6年9月1日現在)

1 法人の概要

名称	社会福祉法人志木市社会福祉協議会
代表者役職・氏名	会長 中村 勝義
所在地	〒353-0001 埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号
電話番号	048-485-1177
法人設立年月日	昭和54年2月19日

2 事業所の概要

事業所の名称	社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
事業所の種類	居宅介護・重度訪問介護、同行援護(指定番号1112200033)
事業の目的	支給決定にかかる障がい者及び障がい児の意思及び人格を尊重し、適切なサービスを提供する
事業所の所在地	埼玉県志木市上宗岡1丁目5番1号東館
電話番号	048-486-0610
事業所管理者	下津 玲子
開設年月	平成12年4月1日
事業所が行っている他の業務	指定訪問介護事業（指定番号1172200055） 移動支援事業（登録番号第18号）

3 事業実施地域

志木市内全域

4 営業時間等

(1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝休日、12月29日から1月3日までを除く）
営業時間	8:30～17:15

※ 緊急時は、携帯電話等で対応させていただきます。

(2) サービスの提供日及び提供時間帯

	通常時間帯 8:00～18:00	早朝 7:00～8:00	夜間 18:00～22:00	※ 年末年始（12/29から1/3の期間）は、状況に応じてご相談させていただく場合があります。
平日	○	○	○	
土日祝日	○	○	○	

5 職員体制

	資格	業務内容	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士	業務管理	1 人		1 人
サービス提供責任者	介護福祉士	サービスの相談・調整等	4 人	1 人以上	5 人以上
訪問介護員	介護福祉士	サービスの提供		1 5 人以上	1 5 人以上
(ヘルパー)	介護職員初任者研修課程等	サービスの提供		5 人以上	5 人以上

6 サービス内容

居宅介護	身体介護	利用者の身体に直接接触して介助するサービス、利用者の日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助サービスを行います。 (排泄介助、食事介助、入浴介助等)
	家事援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して家事の援助を行います。 (調理、掃除、洗濯、買い物等)
	通院等介助 (身体介護を伴う場合)	通院外出のため、身体介護を伴う介助を行います。(車イス介助等)
	通院等介助 (身体介護を伴わない場合)	通院外出のため、身体介護を伴わない介助を行います。
重度訪問介護		入浴、排泄及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談、助言、その他生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行います。
同行援護		重度視覚障がい者に対し、外出時において移動に必要な情報提供(声かけ、代筆、代読等)を行うとともに、移動等必要な介助を行います。

7 利用料金、その他の費用の額

(1) 利用料

①基本利用料

利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。利用者負担額は基本利用料の 1 割の額です。(市町村が定める利用者負担上限月額を限度とします)

※地域区分別 1 単位当たりの単価 1 0 . 7 2 円(4 級地)

種別	1 回当たりの所要時間	基本料金	利用者負担額
身体介護	3 0 分未満	2, 7 4 4 円	2 7 4 円
	3 0 分以上 6 0 分未満	4, 3 3 0 円	4 3 3 円
	6 0 分以上 9 0 分未満	6, 2 9 2 円	6 2 9 円
	9 0 分以上 (3 0 分増すごとに加算)	8 8 9 円 を加算	8 8 円
通院介助 (身 体 介 護 を伴う場合)	3 0 分未満	2, 7 4 4 円	2 7 4 円
	3 0 分以上 6 0 分未満	4, 3 3 0 円	4 3 3 円
	6 0 分以上 9 0 分未満	6, 2 9 2 円	6 2 9 円
	9 0 分以上 (3 0 分増すごとに加算)	8 8 9 円 を加算	8 8 円
家事援助	3 0 分未満	1, 1 3 6 円	1 1 3 円
	3 0 分以上 4 5 分未満	1, 6 4 0 円	1 6 4 円
	4 5 分以上 6 0 分未満	2, 1 1 1 円	2 1 1 円
	6 0 分以上 7 5 分未満	2, 5 6 2 円	2 5 6 円
通院介助 (身 体 介 護 を伴わない 場合)	3 0 分未満	1, 1 3 6 円	1 1 3 円
	3 0 分以上 6 0 分未満	2, 1 1 1 円	2 1 1 円
	6 0 分以上 9 0 分未満	2, 9 4 8 円	2 9 4 円
	9 0 分以上 (3 0 分増すごとに加算)	7 3 9 円 を加算	7 3 円 を加算
同行援護	3 0 分未満	2, 0 4 7 円	2 0 4 円
	3 0 分以上 6 0 分未満	3, 2 3 7 円	3 2 3 円
	6 0 分以上 9 0 分未満	4, 6 7 3 円	4 6 7 円
	9 0 分以上 1 2 0 分未満	5, 3 7 0 円	5 3 7 円
	1 2 0 分以上 1 5 0 分未満	6, 0 6 7 円	6 0 6 円
	1 5 0 分以上 1 8 0 分未満	6, 7 7 5 円	6 7 7 円
	1 8 0 分以上 (3 0 分増すごとに加算)	7 0 7 円 を加算	7 0 円 を加算

②加算

要件を満たす場合、基本利用料に以下の料金が加算されます。

ア サービスの実施による加算

※地域区分別 1 単位当たりの単価 1 0 . 7 2 円 (4 級地)

加算の種類	要 件	利用料	利用者負担額
夜間・早朝 加算	夜間 (18:00～22 : 00)、 早朝 (7:00～8:00) にサ ービスを提供した場合	1 回につき 基本利用料の 2 5 %	

緊急時対応 加算	利用者や家族等からの 要請を受け、計画にない 緊急の身体介護サービ スを行った場合	1 回につき 1, 0 7 2 円	1 0 7 円
初回加算	新規に居宅計画を作成 した利用者にサービス 提供責任者が自ら居居 宅サービスを行うか他 の訪問介護員に同行し た場合	1 月につき 2, 1 4 4 円	2 1 4 円
利用者負担上 限加算	利用者の負担合計額の 管理を行った場合	1 月につき 1, 6 0 8 円	1 6 0 円

イ 加算の基準に適合していると県に届けている場合

加算の種類	要 件	利用者負担額
特定事業所加 算Ⅱ	加算の体制要件、人材要件を 満たす場合	所定単位数の 1 0 %
福祉・介護職員 等処遇改善加 算Ⅲ	介護職員の賃金を改善し加算 のキャリアパス要件と職場環 境等要件を満たす場合	1 月につき総単位数の 3 4 . 7 %

☆利用者の心身の状況により、1 人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2 人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の 2 倍の料金となります。

(2) 交通費

志木市内にお住まいの方は無料です。

(3) キャンセル料

急なキャンセルの場合は、以下の料金をいただきます。

利用日前日の午後 5 時までにご連絡いただいた場合	無 料
利用日前日の午後 5 時までにご連絡がなかった場合	1 回 8 5 0 円

※キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(0 4 8 - 4 8 6 - 0 6 1 0)

(4) その他

- ①利用者の居宅で、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。
- ②通院、外出介助での訪問介護員等の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。
- ③料金のお支払方法は、月末締め翌月の 2 0 日前後に請求書を送付し、2 8 日（土日、祝休日の場合は翌日もしくは翌々日）にご指定の口座より引き落としさせていただきます。引き落とし確認後、領収書を発行します。

- ④利用者負担額の上限について、介護給付費対象のサービスの利用者負担額は上限が定められています。お客様の希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

8 サービス・契約の終了

次の事由に該当した場合、事業者は文書で通知することにより、直ちに契約を解除することができます。

(1) 背信行為

利用者又はその家族が非協力など双方の信頼関係を損壊する行為や、社会通念を逸脱すると思われる苦情などにより改善の見込みがなく、当事業所及び訪問介護員の業務遂行に支障が出ていると判断した場合。

(2) ハラスメント行為

利用者又はその家族が事業者に対して以下の行為があり、改善の見込みがない場合。

- 身体的暴力（たたく、物を投げるなど身体的に危害を及ぼす行為）
- 精神的暴力（威圧的態度で文句を言う、理不尽なサービスを要求するなど、個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
- ハラスメント（必要もなく手や腕などをさわる、卑猥な言動を繰り返すなど、性的な誘い掛けやいやがらせ、好意的態度の要求等）

9 秘密の保持

(1) 職員の秘密保持

職員に業務上知り得た利用者又はご家族の秘密を保持させるため、職員である期間及び職員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

(2) 関係者との共有

利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の人情報を用いませぬ。またご家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等でご家族の個人情報を用いませぬ。

10 緊急時の対応方法

サービスの提供中利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともにご家族、救急隊、志木市健康福祉部福祉課等へ連絡をいたします。

主治医	医療機関名 主治医氏名
	電話番号

緊急連絡先 (ご家族)	氏名
	電話番号

1.1 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族や市町村に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。なお、事業者は以下の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：損害保険ジャパン株式会社 保険名：社協の保険

1.2 虐待の防止について

事業者は利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応をはかるため、必要な措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

1.3 サービス提供に関する相談、苦情

(1) 苦情処理の体制及び手順

サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置し、体制及び手順は以下のとおりとし、相談及び苦情に円滑かつ適切に対応します。

- ① 苦情があった場合は、直ちに利用者・家族に連絡をとり、必要に応じて訪問を実施し、詳しい状況を聞く
- ② 事実関係の確認を行う
- ③ 管理者へ報告し、必要に応じて検討会議を行う
- ④ 利用者へ今後の対応方法を含めた結果報告を行う

(2) 苦情相談窓口

苦情受付担当者 下津玲子	電 話 048-486-0610 受付時間 8:30～17:15
苦情解決責任者 二渡睦美	受 付 日 月曜日～金曜日 (祝休日・12月29日から1月3日 までを除く)

県及び市の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

志木市 福祉部共生社会推進課 (平日 8:30～17:15)	048-473-1449
埼玉県運営適正化委員会	048-822-1243

330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 彩の国すこやかプ ラザ 1 階 (平日 9:00～16:00)	
--	--

(3) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

第三者委員の連絡先は、当事業所にご確認ください。

居宅介護サービスの提供開始にあたり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

＜説明者＞ 事業所名 社会福祉法人志木市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
氏名 印

私は、事業者から居宅介護サービスについての重要な事項の説明を受けサービスの提供開始について同意しました。

令和 年 月 日

＜利用者＞ 氏名 印

＜代理人＞ 氏名 印